

事業主 各位

全国測量業厚生年金基金

東日本大震災の被災事業所に対する「掛金の免除」等について

このたびの東北地方太平洋沖地震において、被害にあわれた皆様方には慎んで心よりお見舞申し上げます。

さて、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」の施行に伴い、特定被災区域(注)に所在する事業所の本・支店等が、震災(原子力発電所の事故を含む)により会社の事業が被害を受けた場合について、下記①・②の特例措置が講じられることとなりました。

日本年金機構への申出により、特例措置が適用された場合は、当基金も同様の措置を講じますので、その際は当基金宛ご連絡ください。

記

特例措置の内容

①「標準報酬月額の変定(機動的変定)」

震災の影響で給与の支払に支障が生じ、標準報酬月額の計算基礎となる「報酬月額」が著しく低下した場合に、その「報酬月額」が低下した月から、「標準報酬月額」を改定することができます。なお、その後「報酬月額」が著しく上昇した場合は、その「報酬月額」が上昇した月から改定することができます。なお、この特例措置は、平成 23 年 3 月から 24 年 2 月までのいずれかの月に受けた報酬が対象になります。

②「保険料の免除」

震災の影響で給与の支払に支障が生じている場合、納付すべき保険料(被保険者本人負担分及び事業主負担分)の額を免除することができます。なおこの特例措置は、平成 23 年 3 月～24 年 2 月納付分が対象になります。

(注)特定被災区域の対象地域や厚生年金保険における手続きの方法等、詳細につきましては、日本年金機構のホームページに掲載されている「標準報酬月額の改定及び保険料免除の特例に関する手続き等」をご参照ください。

《震災に関する情報 : URL》

<http://www.nenkin.go.jp/new/topics/shinsai.html>

以 上